

議会運営委員会

平成31年2月8日（金）

午前10時01分開会

○三鬼（和）委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の欠席議員は、全員出席でございます。

議題といたしましては、尾鷲市議会基本条例の検証及び見直しについてとその他となっております。

この検証・見直しにつきましては、せんだっての委員会において正副委員長で取りまとめを、皆さんの意見を聞いた中で取りまとめを行えということなので、一応取りまとめをさせていただきまして、きのう副委員長、事務局ともあわせましてその件についてチェックしましたので、本日の会議につきましては、そういった報告をもって一旦検証の課題というのか、そういったことでまとめさせていただこうと思っております。

平成25年に施行してから間もなく5年目を迎えようとしておりますが、この条例の内容はもとより、議会として、あるいは議員として本条例に基づいた活動をしっかり行えているかそろそろ検証すべきじゃないかということから始まったことでございますが、昨年1月に京都の亀岡市と県内では亀山市において条例の検証体制、検証手法について先進事例の検証を行い、その後、7月に開催した議会運営委員会の中で評価・検証シートの案をお示しさせていただき、検証を進めていこうという中で現在に至っております。経過説明でございます。

その7月の議運の中での御意見として、まずは正副委員長で課題の洗い出しを行ってはどうかということでしたので、その後、副委員長と各条文について、課題、問題点がなかったかということ、また、これまでやってきたことはどうなのかということを含めて数回にわたりチェックをさせていただきました。その間ランダムに委員の皆さん、あるいは委員外の皆さんからもお話があったことも承った上で、若干まとめさせていただきました。

それでは、タブレットの評価・検証シートを出しますので、ごらんください。

評価・検証シートについては、前文から27条まで全ての条を載せておりますが、その中で課題があるのではないかと考えられる点について何点かをピックアップさ

せていただきます。

御存じのように政務活動費がなくなりましたので、その分につきましてはもう削除されておりますことは、皆さん御理解のもとで進めさせます。

まず、前文についてですが、特に条文内容修正ということではないですが、文章の中にこの条例に制定するに当たって理念が書かれておりますので、釈迦に説法でございしますが、私自身を含め議員活動がこの理念に基づいて行われているか改めて見直す必要があるのではという確認の意味で、一応現状の課題というところを書かせていただいておりますので、御理解ください。

次に、第1条の目的についてですが、そういったことも同じということで、若干は目的の書き方、前文の書き方について表現はということがあったんですけど、これは法に違反するものでもないということがありまして、もう一点は、細かいことを言いますと都市マスタープランというのが、これは本市においては行政側も、それから議会のほうも尾鷲市都市マスタープラン、これは都市計画という計画が要るのではないかという表現があったんですけど、これらについては別段法に触れるものではないので、今回これを具体的に直すか直さないかという議論でもないという判断しましたので、ちなみに、伊勢市さんなんかも、ネット検索なんですけど、都市マスタープランという表現を、本市と一緒にような表現を使っておりましたので、ちょっと参考までに御報告いたします。

それでは、第6条の反問の許可につきまして、6条を開いてください。

これらについては、前市長当時に反問権のあり方ということができ、その当時の議会運営委員会でその質問に対しての反問であって、市長がその議員に対してあなただったらどう思うか、どうするかというのはちょっと行き過ぎた反問であるのではないかということで申し合わせがございまして、質問に対して市長が反問するということが、議会運営委員会議でなったということがなったということがございませう。この辺について、反問権について皆さんの意見というか、その後ああいっただけよかったかどうかということや、この辺について皆さんの意見がございましたら御発言願いたいと思いますが。

○村田委員　これは市長が議論を高めるために、内容を深めるために、そのために必要があるときは反問ができるということで、我々は了解したと思うんですね。ですから、ただやみくもに議員の質問に対して反論するということではないとは思っています。ですから、現状のままで私はよろしいんじゃないかなと思っています。

○三鬼（和）委員長　わかりました。

じゃ、以前の当委員会で申し合わせたように、質疑に関することであって、それに対して議論を深めていくという意味の反問であるということを確認したいと思います。いいですね、それで。

○奥田委員　　これ、今委員長が言われたように、以前、元榎本議員のときに岩田市長が反問権の行使だといって、あんたらはどう思うんやという話があって、それで趣旨としては、質問した内容についての、それで、質問の内容についてどうなんですかという反問権は認めておるということでしたけど、それ以降、この反問権の行使ってありましたっけ。その辺ちょっと確認させて。

○三鬼（和）委員長　　ないです。

委員会では、寛容に委員長の判断のもと、市長もそれならということで意見というか、どうですかということもあろうかと、本会議においては、やっぱり条例に基づいて運営されているということで、あくまで質疑を深めるための反問であって、議員個々の意見、あなただったらどう考えておるかという、そういうのではないということを改めて確認したいと思いますので。

○奥田委員　　そういうことであれば、この現状のままでいいんじゃないですか。

○三鬼（和）委員長　　反問はこのとおり条文にあるように了解するということがいいですね、執行部において。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　それでは、次の9条を開いてください。

この件につきましては、議決事件の拡大ということですが、一応これらについては、上位法ではもう議決しなくてもいいということになっておりますが、都市マスタープランについては、その都度その都度見直しとかというのがあって、議会にも示さなくちゃ、都市計画の大もとにもなっておることもございますけど、これの拡大についてはいかなものかということで、皆さんのお考えしていただきたいということなんですけど、これ以上ふやしても執行権のこともありますのでということ踏まえて特別意見はなかったんですけど。

○村田委員　　委員長と副委員長と協議をされた結果はどういう結果になっているんですか。

○三鬼（和）委員長　　この件については、今お話しさせていただきましたように、これ以上、必要に応じては議員全員で検討しなくちゃいけない計画とかが出てくるかもわかりませんが、現状の中ではこれぐらいが妥当であろうかということで、これ以上ふやすとか減らすとかというのはございませんでした。

あと、委員外の方から、先ほどお話ししましたように、本市では都市マスタープランという表現を使っております、行政側も議会側もそうですけど、これについて都市計画という表現が要るのではないかという指摘がございましたけど、これはほごに絡めてまずいというものではございませんし、ほかの市においても都市マスタープランという表現を使っておるのがございますので、改めて条文の変更は今現在必要ないのじゃないのかということと、それから、きのうなんですけど、委員外の方から総合計画がまた見直されたときに、その都度その都度コンサルとかって話があったけど、それは執行権の問題であるということと、総合計画、国がもう議決案件じゃなくなっても、当議会とすれば、市の目指す方向を共有するという事で議会は議決案件にしておりますので御理解くださいということと理解していただいたというお話がきのうありましたので、1点報告させていただきます。

それぐらいのものでした。いいですか、この辺についても。

また、今後議決事件の拡大について御提案がございましたら、議長を通じて議会運営委員会等々で諮り、全議員に確認をとるという方向で進めたいと思いますが、現在のところ、ございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　　じゃ、次、進ませていただきます。

12条ですが、政務活動費の支給を廃止したこともあって、それぞれ議員個々いろんな懇談会であるとか街頭での活動であるとか、そういったことを含めて議員個々の活動はそれぞれやるべきであるし、やっていただきたいと思っておりますが、この辺については議会事務局の体制の中で、今までも本市においては議会基本条例あるいはおもてなし条例というのを議員みずからがつくってきたわけなんですけど、特別本市においては特に法制に関する職員、そういった特定の職員がないということで、これはこういったのをつくる中で、行政側においてもそういった職員を採用というのか、採用計画に入れてもらおうかという要望しようやないかとか、ほかによっては行政側の総務課と議会と兼務したような法制の職、いわゆる法務を専門に出てきた職員を配置しておるところもあるようですので、そういったことで課題になりましたが、現状としてはちょっと無理なところがありますが、事務局の体制として現状でよいのかということが我々議会活動をする中でのテーマですので、ちょっと議論のことで若干は書かせていただきました。

○村田委員　　現在の議会事務局の役割と、それから、いろんな活動していただいておりますけれども、何ら私は不足はないんじゃないかなと私は認識しております。

数十年間やってきて、全然それは感じておりません。

確かに専門的なそういう方がいればいいのじゃないかという意見もあるでしょうけれども、それこそ全国議長会の意見を聞きながらさまざまな問題について解決をしてきましたから、このままで私は別段支障がないんじゃないかな。今後、何年後になるかわかりませんが、そういう適当な方がみえたら配置をしてもいいのではないかとは思いますが、あえてそういう方を探して充てるということは別に必要はないのではないかと私は思います。

- 三鬼（和）委員長　　今御指摘のように、現に基本条例あるいは表の（聴取不能）、現職員にも手伝っていただいて語呂のチェックであるとかそういった条例の確認というのもやっていただいておりますので、村田委員が指摘されましたように、人数とか今の活動に対して現議会事務局の体制でいかざるを得ないというか、人数にしても、人員にしてもいかざるを得ない、本市の置かれておる立場からしたらということで、今後、村田委員が言われましたように、市が法制の専門職員を採用したときにあっては、その体制をまた考えてもらうということで、それでいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 三鬼（和）委員長　　それでは、15条をお願いします。

これは市民懇談会の実施になっておるんですが、議員有志におかれてはやってもらっていただいておりますが、報告会の中でコミュニティーセンター以外の各層とか各団体においては、若干報告会、同懇談会もセットでしておるという形もあるんですけど、大きな政策的な問題が現在はどうかということで、懇談会形式、懇談会と銘打ったことはやっていないんですが、これらについてはどうですか。

- 濱中委員　　これは、条例そのものを見直すよりは、報告会の形の見直しの中でのことですね。

なので、条例はこのままで十分目指す方向だと思うので、議会報告会なり、懇談会なり、あと、それからせんだっても松阪市で聞かせてもらったようにテーマの抽出の方法であるとか、そういったことを含めてその中身のほうでもっと深める必要があるのかなとは感じますので。

- 三鬼（和）委員長　　前回の報告会においても、おわせSEAモデル協議会の件というか、そういったもんも話題にもなっておって、行う前にこれをテーマにしましょうかというけど、報告会の中でテーマとするのはその時点ではどうかという意見もあって、これはランダムにやっていただいた中では、各班においてもSEAモデルについては意見があったりとかやりとりがあったりとか議員の意見を聞かせて

くれということでやっておられたみたいなので、今、松阪市議会さん、1月30日に視察させていただいた中でも、報告会の中で懇談的な意味合いも含めてテーマを設定したりとか、学校を会場にしたりとかといろいろ工夫されておりましたので、さきの議会報告会と合わせまして内容についていろいろまた今後検討もしていくということで、そういった意見と受けとめていいですか。

他に。

○濱中委員　やってみてそれがどうかということは、まずやってみてというふうに思うんですけども、テーマを掲げる場合に、前もってそのテーマを提示して、私たちでもやっぱり前もって資料がないとなかなか議論に至らないこともありますので、市民の方たちにもある程度の時間を置いた上での提示をして、情報収集をしてもらって参加していただくというような働きかけ、そういったことを今後計画する上で考えていけばなというふうには思っております。

○三鬼（和）委員長　これまでも報告会においても、班長であるとか、議長、班長から開催場所である区長さんであるとか、地区に対してこういったテーマもありますもんでとか、集まる時間も含めて地元の受け入れ先の希望というのか要件を聞いた上で進めておるといような改革もしておりますので、あわせてこういったことも含めて、報告会と懇談会はセットでも構わんと思っておりますので、こういったことでまた議会運営委員会あるいは委員外の方からも広く意見を求めた中で改革とか集約する。

○村田委員　これね、今の基本条例ですから、基本条例はこのままで、本当に濱中さんが言ったようにいいですよ。ですから、報告会の内容をどうするのかということは、やっぱり委員長と副委員長と報告会のいわゆる日程を組み立てるわけですから、その際にこういうことをやったらどうかということの一つ一つ決めていって皆さんの意見を聞いて、そのときにやればいいことで、今これは、条例はそのものでいいと思いますよ。

○三鬼（和）委員長　建設的に両面からの受けとめたいと思います。わかりました。

それでは、第17条の議員定数についてですが、これらについてはもし出てきたときに定数改正の必要性とか議論を行うということぐらいで、議員定数という委員さん、議員さんもいたということで、これ、先ほど村田委員さんが言いましたように方法論の話のことで、特別正副委員長でこれらについて精査とか云々はないんですけど、もしこういうことが出てきたら、定数改正の必要性であったという議論を

まずやった上で、日程的なものも含めて取り組めばいいと。これは規範、模範になるような条例ですもんで、今あるかないかとは別にして、取り組み方をちょっと明記したという程度でございます。

○村田委員　　これ、現状の課題は、まずは定数改正の必要性の議論を行うということで、今委員長が言われたとおりだとは思いますが、尾鷲市のこの現状を鑑みてさまざまな意見があると思いますけれども、そういった点ではやっぱり議論を行うということですから、早い時期にどうなのかということ、一度会議を持っていただくということを要望したいと思います。

議員さんの中にはやっぱり議員定数を減にするべきだという意見もあるようにお聞きをしますし、また、現状維持でいいということもありますし、市民の中にもそれは議員定数を減らしたらどうかというような意見もたくさん聞かれますから、これ、この後で全協もありますから、御意見もお聞きしてもらえばいいとは思いますが、やっぱりこういう会議を持つのであれば、早くひとつ持っていただきたいということを申し上げたいと思います。

○三鬼（和）委員長　　議員定数に取り組むのであればということで御意見がございました。これらにつきましては、また議長とも相談しながら皆さんと諮るという形で具体的な検討に入りたいと思います。

それでは、第20条をお願いします。

これは市政に関する重要な政策及び課題について政策討論会を実施し、政策提言に努めますということなんですが、現実これはもう一つの議員間討論というんですか、これについても同じなんですけど、課題とかあり方について、委員会をもとにやるんか、議長の提案でやるんか、言うてきた人、議長を仲介してやるんかということも踏まえて、まだやったこともありませんので、議会全体としての取り組みとして、今後こういったことはどうでしょうかということ、ちょっとピックアップさせていただきました。

○村田委員　　僕ばかり申しわけないんですけども、この討論、政策討論会の実施とか、それから自由討議の実施と、21条にもかかわってくるんですけども、これ、1常任委員会にするときに、たしかどなたか議員間討論の時間を持ってほしいというようなことがありまして、それがまだ実現をされていないという状況の中で、討論というのは、特別な問題があって討論ならいいですけど、ごとごとに議会のたびに討論の場を持つというのは、私はいかがなものであろうかなと。

討論というのは、委員会の中でも自然と自由討論の中でやっておりますから、そ

れでまた、最終的には本会議に討論というものがありますから、別段やらなくてもいいのではなくて、特別な事例、事件がある場合において、それは正副議長と委員長と協議をしてもらってそういった場を設けるということに、これからの運用の面ですけれども、そういうことでお願いをできないかなと私は思っておりますけれども。

○三鬼（和）委員長　　村田委員が言われましたように、これを検証していく中においても、じゃ、テーマがあったのかどうかということ踏まえてがありましたのと、討論という法令的な表現でいくと、本会議でする賛成討論、反対討論となりますので、難しいのがあって、かつて南委員長が議員間討論をやっているところの視察を一遍せんなんということがあったんですけど、これはなしてないということがありまして、今度熊野と勉強会をするときに本橋さんに議員間討論をやっているところの実例であるとか、どんなということをちょっと前もってお願いしておいて、そういった議員間討論のあり方というか施策の討論のあり方についてちょっと聞きたいなと思っておりますので、そういった形でもいいですか。まあまあ建設的に取り組むということですね。

○濱中委員　　私も討論の落としどころとか行き着くところというのが実はこれ、この条例を見ながら考えておったことがありまして、あくまでも討論をして一つのものにまとめるというものではないと思っております、やはり議会は少数意見もあってしかりの場所かなというふうに思っておりますので、その項目項目によって討論の目的というものもあるのかなというふうな気がしますので、今言われたように勉強会の中でちょっと方向性を御享受いただいた中での判断がいいのかなというふうには感じます。

○野田委員　　第3章、議員能力の強化というところに議員の活動原則、政策討論会の実施、自由討論、討議の実施ということが入っているわけですね。議会がどうこうするというと、余りにも一遍に形、議会というのはあくまでも議員の集団の中で議会が形成されていますので、その前にその前提段階として、やっぱりまずグループ間でも何でもいいんですけども、そういうことがあってこそその議会の政策提言だと思えます、そこで議論をしながら。

ですから、議会がという前にやっぱり議員の方々、いろんなやられていると思うんですけども、その中で話す、できる場を議会として提供するというような認識が必要じゃないかと僕は思うんですけども、議会でするのか、グループが集まってやるのかは別としまして、やっぱりそういう段階があるんじゃないかと思うん

ですけれども、いかがですか。

○三鬼（和）委員長　　今回基本条例にうたっておるのは、二元制の中で執行部対とのことですので、個々の活動については政務活動という表現でしておりますので、ただ、例えばおわせSEAモデル、近々委員会が、そういった中で出てきて、執行部からこういった施策をするのに議員としても吟味してくれとか、議員としても執行部が計画を行くのをよいかどうかって事前審査になるとかならんとかは別にしても、これをみんなでまとめるのに、じゃ、政策、議員間の個々の意見と執行部が対するのに対して議会としての意見の整合性とか、こういったのが討論としてかみ合うのではないかなと、形ですよ、と思っておりますので、別途個人活動、政務活動についてはそれぞれの、冒頭にもお話しさせていただきましたようにいろんな形でやって個々へ持ってくるというのか、その事前の形でいいんじゃないかなと思うんですけど。

○奥田委員　　済みません、質問として適切じゃないかもしれないですけど、これ、条例でまとめるとき、私、議論に参加していないもんでちょっと確認なんですけど、この政策討論会というのは、どういうことを想定して入れられたんですか。単なる今後の努力目標という形で入れられたのか、どういう形でしょうと思ってこれ、この20条は入れられたんですか、ちょっと確認、済みません。

○三鬼（和）委員長　　抽象的な例ですけど、例えば総合計画が策定されておる段階とか、そういった中間報告とかがあられるでしょう。そういう、まあ言ったら議決の前にそういった議会として意見を出すとか、前でやるというと、特別委員会、委員会をつくっておりましたのであれですけど、地方創生のときなんかは、議会として、議員としてそういったような提案しようかっていろいろ個々の意見を出し合うたりと、ありましたよね。

それもあるんですけど、基本的には二元代表制の中で執行部と議会という立場でしておりますので、具体的にはこれ取り組んだことないんですけど、これは規範というかあれになるので、こういったことが出てきたときにこれに基づいてやりましょうとってつくっておるもんで、事例としてはないのが現状です。

小さな形とすれば、大なり小なりはあるんですけど、やってきたところのを言葉にしておるといっただけなんですけど。

○奥田委員　　今、常任委員会の中でそういう議論をやっていると思いますけど、常任委員会とは別にこういうものをということ想定してということなんですかね。

○三鬼（和）委員長　　ですので、条例に政策討論会があるので、今回こういうのを
出してきたのについて、議長に対して議会の中でこういった自分らも提案を、政策、
やりましょうとか、委員長に対して、非公開、公開は別とか、正式な委員会とかは
別にして、こういった討論会として、例えばおわせS E AモデルやったらS E Aモ
デルの議論をしましょうとかというのは当てはまるんじゃないかなとは、まだ具体
的にはわかっていないですけど。

（「細かい自由討議（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　そう。非公式にしておいて自由討議にしないとフリートー
クもできないところがあるもので、それぞれものが、やっぱりもう少し分けたいの
は、きちっとしたもんは議事録にきちっと載せていくような手順はどうかと思って
いますし、これ、議事録に載ってもこんな意見があったといことで、これは公式な
会議じゃないとかという振り分けの中でのこういうこともできますよということ
をうとうとおると理解ください。

それで、今度開催するに当たっては、議長とか委員長に提案していただいたら。

ですので、20、21番もよく似たあれですので、そういった議員間討論のあり
方についても、今度の本橋さんにですね、事例とかそんなのをちょっとした上で、
どうしても先進事例も見ながらしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから、23条をお願いします。

これは政務活動費を廃止したことにより、研修については個々で、もともと議員
報酬そのものが生活費ではない活動費ということからスタートしまして、国のこと
で政務活動費が計上されるようになったという経緯がございまして、本市のもろも
ろというか財政的に厳しい状況の中で、議会みずから政務活動費を廃止はしました
けど、議員報酬の中で政務活動をするのはごく当然のこと、何年か前まではごく普
通にやっていたことですので、こういった判断で、あとは全体として議長会から今
度行われる熊野市議会さんと合同研修ですけど、個々の研修はそれぞれが研さんし
ながら積み重ねてほしいという。

ただ、議員研修の公開について、政務活動費を支給されていたときには、それを
金額とか研修内容を全て公開しておりましたので、今後これらはちょっと任意にな
ろうかと思いますが、ただ、議員研修の公開というのがございますので、これは懇
談会をしたりとか、報告会をしたりとか、街頭したり、報告もかねて見えておる
ところでやっておるということもあるんですけど、個々に例えばいろんなところへ行
ったやつを公開していくかどうかというのは、ちょっとこの辺は政務活動費に合わ

せてつくっておりますので、今後自分たちの活動というんですか、これをどのように市民の人に知っていただくために公開していくかというのは今後の課題じゃないかなと思うんですけど、どうですか、その辺。

○村田委員 政務活動費があるときは、当然市民の皆さん方にどういう活動をしましたよということを報告、義務づけではないですけども、積極的にやっておったという事実があるんですね。今は議員報酬の中で個々に判断をして視察に行ったりするわけですから、それは自由じゃないんでしょうかね。

委員長なんかもよくやられておりますフェイスブックというんですか、あれもほとんどいろんなのを出されておりますけれども、それも議員活動の一つですから、それは政務活動が廃止をされた上で、中で特段そのことを強調して考える必要はないんじゃないかな。そういう委員長のようなやり方もありますし、街頭でもありますし、また、一部に人を集めて、議員さん、誰かやられておるようですけども、そういう方とお話をした、これも議員活動ですから、全てにおいて議員活動ですから、それは個々によって、私はこれをちょっとアピールしたいんだと思ったら、フェイスブックとかそういうものに出すでしょうし、それはそこまで余り考える必要はないんじゃないかなとちょっと思いますけど、これは私の私見です。

○三鬼（和）委員長 いえいえ。

政務活動費の場合は、生活費と整合性を出すということで、議長宛てに作文した服務書みたいなのをつくっておりました経緯がございますけど、そういうのはなくても、それぞれが議員ができるだけ積極的に公開をしていくとか、市民のところでやっていくということで、一応こういった申し合わせとか方針でということでもいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 次は、27条なんですけど、これにつきましては窓口を設置して、その当時の勢いで、その当時の議長さんともそれでということでしたんですが、実際には事務局に対応していただいて、あと、正副議長が中心に判断して前へ進めるということなんですけど、形式はこれでいいのか、もっとアピールしてどうか。

○村田委員 アピールというのか、正副議長室にというんじゃないくて、議会事務局にとちょっと文面を変えてしてもらったほうがいいんじゃないの。現状はそうなんですから、正副議長室に相談窓口なんかつくったら大変ですよ、これは、はっきり言って。

○三鬼（和）委員長　　当時もそういう意見もあって、実際に窓口という格好をつくるんかどうかと言うてんけど、事務局で受け付けしても、窓口には変わらないだろうという判断でしたもんで。

○村田委員　　できたら正副をとっていただいたほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。

というのは、以前に正副議長室にお年を召した女性の方が来て、座り込んで2時間、3時間もたらたらたらたらやられた経験もあるんですよ。ですから、そうなるちょっと困りますから、事務局と書いてもらったほうがいいんじゃないですか。

○三鬼（和）委員長　　わかりました。これは検討課題ということで。

ただし、市民の方が相談に来た場合は、議長を中心に所管の委員長であるとか個々の議員も含めて対応していただくということは御了解願いたいと思いますので。

以上で正副委員長を中心に、ちょっと議会事務局にもそういったもの、手伝ってはもらったんですけどしてしたところです。

これ以外に皆さんの中にございましたら。

○村田委員　　委員長。

○三鬼（和）委員長　　第何条ですか。

○村田委員　　ちょっと待ってください。これ、24条と、それから19条なんですけど、これ、全部私、チェックしたんです、チェック、委員長がせよと言うもんで、一応、一部達成とか達成というのも全部つけてあるんです。

その中でも今気になったのは、24条の議員の政治倫理、ですから、これは、この文面には私は何ら別に反論も何もありませんのですが、議員がいろんなことを思って、議員はそうだと思うんでしたら、こういうことも徹底的に私はやるべきではないかなとちょっと思いますので、その辺のところを申し上げたいのと、それから、19条の議員の活動原理、これなんかも現在は秩序保持という点については、私ははっきり申し上げて、自分も入れてどうかなと思うところもあるんですよ、はっきり申し上げて。

ですから、やっぱりこれは議長、それから各委員長さんが、今もきちっと仕切っておいておるんですけども、さらにその辺のめり張りといいますか、きちっと区切りをつけて整理をして進行していただくということに力を入れていただきたいなと思うんですよ。

これは文面には何ら変更ということはないんですけども、そういうことでちょっとお話をさせていただきたかったんですけども、特に議員の政治倫理、これな

んかは議員さんが個々にいろいろなことを言われておることもあるものですから、そう思うのであれば、徹底的にその根拠をどんどんどん示して、たとえ議員間であっても徹底的にやっぱりやってもらわんと、人から聞いてこうなんだ、ああなんだというようなことを議員同士が言い合っておるようでは、これはおかしい。

ですから、やっぱりそこらも倫理にかかわってきますから、ですから、そういう限りは徹底的に証拠を出して、証拠がなかったらその人がうそということになるんですから、白黒をはっきりつけるような行動をしてもらうということを、これは議長に特に申し上げたいんですけれども、議員の人に御認識をいただくようにひとつしていただきたいなと思いますので、あえて申し上げます。

○奥田委員　今の村田委員の発言にちょっと関連なんですけど、この24条を見ると、地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないと、ということはやっぱり議員として透明性を持った行動をしましょうよと、市民の疑惑を招くような、地位を不当に利用したことのないよとということですので、以前三、四年前でしたか、兵庫県の丹波市にタブレットの関係で視察に行ったときに、そのときに兵庫県ではもう入札の際に議員が自分の会社とか親戚が入っている、三親等とか四親等とか、言いましたね。そういうところの入札参加の場合には入札の辞退届を出すんだと、それは兵庫県では今普通のことだという話があって、尾鷲市議会でもそれを検討しましょうという話があって、それがちょっと立ち消えていませんか。

だから、今、村田委員が言われたので、徹底的にやろうということであれば、そういうことも含めてやっぱり透明性を持った、そういうことも含めた議論はやっぱり活発に僕もしてほしいなと思いますね。

○村田委員　それはちょっと、別にそれはそれでやればいいんですけど、議論が違うと思いますね、内容が。

私の言っているのは、議員間がいろんなことを流しておって、うわさをされておったり、いろんなブログで、議員が書いておるかどうかわかりませんが、ブログとかいろんな書き込みがありますよね。そういうものがいろいろありますから、もし、議員が書いておるとは言いませんよ。そんなことはないと思います。

しかし、市民の方もそういうことを思われて書くのであれば、やっぱりきちんと証拠を示して議会に言っていただきたいということと、それから、議員間でも話しておって、いやいや、あの人はこうだよというようなことを仄聞することもありますから、そういうことを思っておるのであれば徹底的に究明をして、金銭のやり

とりか何か知りませんが、ブログでは金銭のやりとりなんていうのも書いてあったように思いますけれども、それは入札だけに限ったことじゃなしに、そういう意味じゃなくて、全体論としてそういう話があるのであれば、これは徹底的にやっぱりやっっていくべきだと私は思いますので、そう申し上げたんです。

奥田さんの言うのは奥田さんの言うので、これはそれでまたいろいろ検討したらいいことですからね。

○三鬼（和）委員長 では、課題として。

○南委員 25条をお願いいたします。

請願及び陳情の、これは権利ということで、基本条例は基本条例で受けとめておるんですけども、やはりうちのところの議会へいろんな陳情なり議決事項を要する陳情・請願、あるいは他市町から来る要望書扱いの陳情というのがあるわけですけど、我々は責任持って議決した事項の陳情についてはやはり僕は何らかの形で、一期じゃなしに1年に1回、執行部と合わせて検証をしていくべきだと思うんですね。

例えば三木浦コミュニティーセンターなんか、市民プールもそうなんですけれども、2回にわたって陳情を出されて採択し、また、十数年たって陳情採択ということで、議会の位置というのはもう明確にされておると思うんですね。

だから、特に執行部に対しての執行部の考え方というのを、やっぱり僕は数年に1回は検証すべきじゃないかなと思うので、できたら基本条例の中へでも入れてしかるべきだと思うんですけども、皆さんの意見を聞いていただいたらと思います。

○三鬼（和）委員長 今回の建設的なのというか、議会で議決した以上は、紹介議員であるとか、そういった世話した議員とは関係なしに議会全体の議決案件になりますので、それらについて執行部なり国へ出すこともありますけど、その経緯というんですか、これを報告いただくということを条文に書かなくちゃいけないのか、これを運用していくかということも踏まえてちょっと。今の手当て、条文に入れるべきと……。

○南委員 積極的に受け入れるという（聴取不能）検証という言葉が適当なのか適当じゃないかみたいのある程度運営ができれば。

○三鬼（和）委員長 わかりました。じゃ、それは建設的に取り組むということ。

○濱中委員 これ、見直しが終わりましたら、されるかなと思うんですけど、やっぱり市民に基本条例そのものがやはりまだ皆さんにおわかりいただいていない部

分も多いのかなというふうに気がします。特に最後の市民相談いただけるんですよということなんかは、市民の方に広く知っていただかなくては、これを生かす場面も限られてしまうと思うので、きちっと検証が終わったときには、また再度、ホームページだけではなくて、皆さんにわかっていただく機会を考えておいていただければと思います。

○三鬼（和）委員長　　議会報告会のときに基本条例の写しというのか、それを持っていくということも踏まえて、これは前向きに検討させていただきます。

○南委員　　26条、議会傍聴の促進なんですけれども、最近明るい選挙にする会の方なんか退去して、途中、出てくれるんですけれども、年に1回、他市の議会と比べて僕は少ないように思うんですわ。ワンセグの影響もあるんですけれども、できるだけ議会の現場へ来ていただくような手段を僕は考えてもいいんじゃないかなという感じがございますので、いろんなできるだけ傍聴が多いほうがいいものができると思いますし、やはり身近に市政を感じてもらおうということで、僕も議長にこれから思ったことは提案させていただくんですけれども、できる限り傍聴も独身ならば特に関係ないんですが、子ども議会のほうも推進なんか議長のほうで考えていただいたらと思っているので、よろしく願いいたします。

○三鬼（和）委員長　　議会の傍聴であるとか議会報告会については、議長とか委員長のみならず全議員でやっぱり働きかけというのか、努めるということが基本条例に基づいたら、これは全議員平等の条例ですもんで、そういうふうに呼びかけをしていくということも努めていくことをしたいと思います。

じゃ、あと、今、子ども議会というのか、高校生、中学生、小学生というのがありますもんで、それはそれでまたあったら、議長の任期が6月からということがあって、学校が4月からということがあるもんで、これをやろうと思ったら2年かかりぐらいで、前も提案しようと思ったら、もう1年で時間がないような状態だったので、現議長から次引き継ぐ部分において、これをこの任期中に一度やるんかやらんかというのを含めて検討したいと思います。

○村田委員　　本当に基本条例の文面についてじゃないんですけれども、この際ですからも一言だけ言わせてほしいんですけれども、7条と8条、政策形成過程の説明要求と、予算及び決算における政策説明資料の作成ということはあるんですけれども、これは当たり前のことが書いてあるんですね。

これの両者を見てみると、やっぱり議長なり各委員長がきちっとそこら辺の整理はして要求をしてくれるんですけれども、程度といいますか、限度の問題というの

が、これは余分なことかも知れませんが、あるんですよ。何が何でもこの説明書を持ってこい、作成せよということでは、ちょっとこれどうなのかなと私は常々思っておりますので、その辺はまた委員長さんと、それから議長さん、きちっとお仕切りをいただきたいと。委員長、議長が仕切ったら、それにやっぱり我々は従うということで御認識をいただくようにまたお願いをしたいと思います。

○三鬼（和）委員長　きのうなんですけど、これに関して、傍聴されている小川議員なんですけど、例えば当初予算で新規事業になると、一度に3月に第1回定例会でぼんと出てくると、審査の判断基準がわかりにくいところがあると、新規事業に、そういったときは、新しい施策に取り組むときは前もっていわゆる制作過程の根拠というの、こういった勉強会的なことはできないのだろうかということが言われましたもので、ここにありますので、これは議長なり常任委員長がどのように運んでいくかということで、できるだけ気をつけてはおると思いますが、積極的にこの部分につきましても、こういった事業が新規事業であれば、前もってこういった勉強会的なものもあってもしかりではないかなという今話をしましたもので、今、村田委員が言われましたので、積極的にこういうこととして、常任委員会ではもう予算なり施策の吟味という形の審査につながるというのの取り組みもあってもいいのではないかなという、きのうちょっと会話させていただきました。

○南委員　ただいまの件につきまして、今回、きょうの午後と13日の日に急遽市長日程もあるということで委員会の招集通知をさせていただいたんですけれども、そのたびに執行部のほうへ事務局から議会に報告することはありませんかということとを全課に確認をしております。

そういった中で、今回特に出てきたのは環境と、病院は病院であらかじめやっておったんですけれども、こういったことでなかなか執行部のほうが、やはり以前から言われるように制作過程の言える部分と言えない部分というのが、そこら辺のすみ分けが判断に苦しむということで、できないんじゃないかなというような思いがしておりますけれども、もし委員さんからそういった委員会の要望があれば、議長と相談をさせていただいて、執行部とも当然なんですけれども、できる限り勉強会というのじゃなしに、常任委員会としてこれから取り扱っていきいたいなという思いがしておりますので、何らいつでも開催はさせていただきます。

○三鬼（和）委員長　いみじくも、きのう小川議員には、そのように提案があれば、委員長もまた議長に相談するであろうので、そういったものを取り組んでほしいとか、取り扱いということを発言してくださいということで今話ししましたので、

それでいいですね。

(「ちょっとニュアンスが違うんですけど」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 ニュアンスが、また全協のときをお願いします。

○奥田委員 あと、13条のところの議会の情報公開なんですけど、この第2項のところ、議会本会議、委員会、全員協議会等の公開、インターネット等を通じて行いますということで、当時はユーチューブじゃなくて、あれ何でしたかね。

(「ユーストリーム」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 ユーストリームね、ユーストリームだけやっておって、その後これ、ワンセグもやるようになりましたよね。インターネット等、「等」がついているのでいいんですけど、ワンセグがメインで。

○三鬼(和)委員長 メインですね。

○奥田委員 ですよ。どうしようか、ワンセグという表現は。表記は。

○三鬼(和)委員長 これ、そうですね、わかりました。

(「メディアは(聴取不能)入れておく」と呼ぶ者あり)

○村田委員 別に反対とかそういうんじゃないで、市民の方々に聞いておると、ワンセグの議会中継というのはほとんど見ないという方もたくさんいるんですよ。見る人もおるんでしょうけれども、会社なんかはほとんど音声を消してやっておるところがあるんですね。

ですから、もともとワンセグというのは、これは防災のためですから、本末転倒ではないんですけども、少しどうなのか、いかがなものかと思うので、その辺は機会あるときにまた本格的に議論をさせていただければと思うんですけども、私は、ですからここでインターネット等と書いてあるから大丈夫だけれども、ワンセグと明記をするということについてはもう少しお待ちをいただきたいなと思います。いろんな意見があると思いますけどね。

○奥田委員 ちょっと言葉を返すようで申しわけないですけど、今議会基本条例ももうちょっと議会を市民の方に知ってもらおうと、議会報告会もやって、市民の方々の意見を吸い上げましょうと、吸い上げるというか、行政にもうちょっとぶつけましょうよとか、政策提言もしましょうよという中で、やっぱりもうちょっと議会を透明性を持ってやらないといけないので、僕はこれ、やっぱりワンセグ放送をやるという、これ、たしかアンケートやっていますよね、政策調整課が。それを見ると、議会中継は見たことありますかというのは10%ぐらいあるんですよ。

どんどん今ふえてきていますので、透明性を持つということでは、地元紙もあり

ますよ。地元紙もありますけど、ただ、やっぱりきちんと議論の内容を書いている場合と、一方は書いていて、一方は書いていないというケースもありますので、そういう場合にワンセグを見たり、それから、ユーチューブなんかを後で見て、実際こうやったのかという、市民の方も言われる方もいらっしゃるの、結構今見えていますよね、ユーチューブなんかでもね。ワンセグも結構今、うるさいという人もおるんですけど、やっぱり議会がせつかく基本条例もつくって、議会報告会もやり、市民の方々に近い、かけ離れることなく、そういうことでやっているわけですので、やっぱりワンセグ放送をやめるとか、そういう議論はちょっと、僕は今のやり方に対しては逆行しているというふうに思うんですけどね。

どんどんこれは僕は情報開示をすべきであって、やらなくていいというのは、ちょっと僕はどうかと思います。

○村田委員　　ちょっと誤解をしておるようでね、私はワンセグをやめるとかは言っていないですよ。インターネット等を通じて行いますという文面がありますから、これはワンセグというよりも、今はそういうことでいろんな意見がありますから、今後これについて議論をしてから、やっぱりワンセグを入れたほうがいいんじゃないかということであれば入れればいいということで申し上げておるので、今この場でワンセグを入れたらだめだとか、入れなきゃだめだというんじゃないで、もう一回このワンセグということについては、奥田さんも凶らずも言われましたけれども、やかましいという人もおるし、ずっと見ておりますよという人もたくさんいるものですから、その辺のところを十分把握してやったらどうかということでもありますので、消せとか載せるなということじゃないもので、その辺のところはちょっと違うと思いますね。

○濱中委員　　本当にこの議会の情報公開ということに関しては、いろんな媒体を使って皆さんに知っていただく必要があるとは思っておりますので、例えばワンセグが聞き取りにくいとか、あと、ワンセグの内容が不適切であるとかという言葉をきちっと議会側が市民の人たちから受けとめるように聞き取りなどアンケートなどを通じてやって、それで、市民の方がなぜ聞いてくれないのか、聞いてくれないという人がいるならば、なぜ聞いてくれないのか、その人たちがどういうふうになれば聞いてもらえるようになるのかというような、そういった検討を議会側がすることによってもっと聞いてもらえる媒体になってくるのかなという気がしますので、あと、音の関係もあつたりとか機器のふぐあいとかというのでも聞こえてきますので、そういったことに関しては、関係執行部なりに申し入れをするなりの努力が議会と

して必要かなとは思いますが、聞いていただくような努力に向かったの流れをつくるべきかなと思います。

○三鬼（和）委員長 他にございませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 基本条例そのものが我々尾鷲市議会の目指す方向をしておりますので、多々建設的な意見、見直すことも必要であるということの意見を言っただきましたので、きょうのこともまた踏まえまして、一応検証についてはこれで終えたいと思いますが、今指摘があったことを踏まえてまとめを再度もう一度ぐらい、機会があったら……。

（「後の全協で（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 ほかの議会運営委員会の皆さん以外の意見も聞かせていただいた中で、まとめという形でしたいと思います。

いかんせん、積極的に市民の皆さんに議会活動をわかっていただくということでつくっておりますので、皆さんの建設的な意見、ありがとうございました。

それから、あと、資料としまして、その他としまして松阪市議会、これ、先ほどのあれも関係あるんですけど、松阪市議会さんに報告会で行かせていただきました件で、一応資料としてまとめさせていただきました。我が市議会、それから、松阪市議会さんとの松阪の人口であるとか、議員定数であるとか、参加人数であるとか、先ほども出ておりましたように、テーマを決めて報告会の懇談会に持ち込んで、特色を持たせるといのが大きな、あとは開催場所をどうこうするかということだったと思うんですけど、こういったことでまとめさせていただきました。

それから、もう一点なんですけど、議長等と相談させていただきました。市長の日程を踏まえた上で第1回定例会の日程案として提案すべき日程をちょっとしました。皆さんにも日程を確保していただきたいので、ワンセグの中に今入れさせていただきました。2月18日に議会運営委員会、それから26日に本会議、閉会が3月20日になるという中で、議長の全国議長会への出張であるとか、それから、市長、あとはにっぽん丸が寄港するといったときに、そういったのでちょっと休会を設けたという日程になりますので、皆さん見ておいてください。これ、あくまで案の案ですので、よろしく願いいたします。

議員しかあれしていませんもんで、議会の中しか、済みません。日程を確保するのに。初めの予定だけね。中日はちょっと別に。

（「ほんまの議会運営委員会を開いたときに言いましょうよ」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長　　そういうことでよろしくお願ひいたします。

それでは、よろしくお願ひします。

それでは、議会運営委員会を閉じます。御苦勞さまでございました。

（午前 11 時 03 分 閉会）